

発議第5号

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」
の改正を求める意見書の提出について

浦安市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出
する。

令和4年9月21日

浦安市議会議長 宝 新 様

提出者

浦安市議会議員 小林章宏

賛成者

浦安市議会議員	広瀬明子
〃	吉村啓治
〃	芹田由江
〃	末益隆志
〃	美勢麻里
〃	水野実
〃	中村理香子
〃	芳井由美
〃	上一野賢一
〃	一瀬健二
〃	深津徳則
〃	每田潤子
〃	西川嘉純
〃	岡野純子
〃	斉藤哲
〃	柳毅一郎
〃	折本龍則
〃	荒井美緒

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の
支給に関する法律」の改正を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021(令和3)年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(略称:建設アスベスト給付金法)」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拋出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月 日

浦安市議会議長 宝 新

あて 内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
国土交通大臣 様